令和８年（フ）第６９５号
埼玉県鴻巣市鎌塚１丁目９番12号　Ｋハイツ203号、破産申立時の住所埼玉県加須市間口1237番地２　旧住所　宮城県多賀城市高崎１丁目５番21号　アーバンシティ高崎Ｂ105号
破産者　櫻井　紗英（旧姓古藤）
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８４０号
埼玉県川口市芝下３丁目32番35号　メゾン芝101号、旧住所さいたま市西区三橋５丁目544番地１　レオネクストセレーネ102
破産者　福﨑　貴文
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９７２号
埼玉県朝霞市泉水３丁目13番６－Ｂ－504号
破産者　武田　靖子
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０７３号
さいたま市岩槻区本町３丁目20番11号　シャルムＢ棟303
破産者　橋本　ルーカスこと　ハシモト　ドス　サントス　ルーカス
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１０８号
富山県南砺市高儀156－12　メゾン・タカギ202、住民票上の住所さいたま市見沼区春岡２丁目14番地12
破産者　ＴｈｅＳｉｄｅこと　細田　洋介
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第４１９号
富山県富山市八尾町庵谷10　クラインガルテンＢ棟、住民票上の住所静岡市葵区内牧849番地の４
破産者　谷川　明久
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２２号
静岡市駿河区宮竹２丁目17番１－403号、旧住所静岡市清水区由比471番地の17
破産者　青島　由樹
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６１５２号
大阪府守口市八雲中町１丁目６番11号
破産者　高橋　日光
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１１１号
大阪府豊中市豊南町西４丁目23番１号
破産者　日野原章雅
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５４３号
大阪府枚方市田口４丁目57番８号
破産者　喜田　里香
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３１５号
堺市西区北条町１丁32番３号
破産者　高野　範博
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４９２号
大阪府泉佐野市高松東２丁目８番１－1208号、前住所大阪府泉佐野市日根野4642番地の１（202）
破産者　白草　　實
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７０５号
大阪市北区長柄東１丁目５番22－901号
破産者　吉岡　裕晃
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８１３号
大阪市西区西本町２丁目１番７－603号
破産者　渡邊　久義
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８５４号
大阪市淀川区三津屋北１丁目30番21号　103号
破産者　村上　定子
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８６３号
大阪府大東市三箇４丁目10番33号　スプリングメドーズ202号
破産者　森　　和敏
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９８５号
大阪市西淀川区大野３丁目７番11－405号
破産者　西川　葉月
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４２６号
大阪府吹田市佐井寺南が丘16番13－403号
破産者　向山　健児
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部